

一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 大崎市古川駅南三丁目17番地2
氏名 株式会社 エコサーブ
代表取締役 齋藤 信 殿

令和2年2月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

令和2年3月6日

大衡村長 萩原 達 雄



記

許可番号	第19005号
事業所及び事業場の名称及び所在地	名称：株式会社 エコサーブ 所在地：大崎市古川駅南三丁目17番地2
事業の範囲	事業の区分 一般廃棄物の収集及び運搬
	廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
事業の区域	大衡村全域
処理方法	黒川地域行政事務組合環境管理センターへ搬入。但し特定家庭用機器再商品化法に係る4品目については指定取引場所への搬入。その他大衡村の指示による。
許可期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
許可条件	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律，大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例，その他関係法令に違反した場合は，許可の取り消し，又は許可を停止することがある。 2. 毎月10までに前月1か月間における一般廃棄物の収集運搬に関し，一般廃棄物処理業務実績報告書（様式第9号）を提出すること。 3. 計画内容等に変更があった場合には，速やかに連絡し指示を受けること。 4. 廃棄物の搬入にあたっては，廃棄物処理施設の指示に従うこと。 5. 収集運搬にあたっては一般廃棄物が飛散流出しないようにすること。 6. 産業廃棄物との混載に注意すること。 7. 災害等の非常の際は村の要請に協力すること。 8. 本業務を継続して行う場合は，期間満了1ヶ月前に許可申請すること。